

ドイツにおける教育行政の州間調整について

- ドイツでは、教育に関する基本的な権限は各連邦州が有しており、各州の文部省が教育政策を立案・実施している。
 - 連邦政府には教育研究省が設置されているが、その権限は高等教育や学術研究に限定されていて、義務教育に関する権限はほとんどない。
- 各州間の教育政策などを調整する機関として、「各州文部大臣会議」が設置されており、同会議の決議や協定を通じて全国的な統一が図られる。但し、この決議等には法的拘束力がない。
 - 同会議においては、各州は1票を行使できるが、重要事項の意思決定は全会一致が原則となっている（注）。
- 各州文部大臣会議は各州の教育水準を整合させるため、「教育スタンダード」を設定している。
 - ◆ 各州はこの「教育スタンダード」に沿って、各州の学習指導要領を作成
 - ◆ 各州は州ごとの学習指導要領に応じて、教科書検定を実施
 - ◆ 各学校が、検定合格した教科書リストのなかから教科書を採択
- 各州文部大臣会議は、ギムナジウム（大学進学希望者を主とする中等教育機関）の修了試験（大学入学資格取得試験）の水準・内容について、統一試験基準を定めるほか、ギムナジウムの上級段階における全国共通の教育スタンダードを作成している。
 - ◆ これらを通じて、大学への入学資格については概ね各地域間で統一が図られてきたはずだが、国民の間の不公平感などを背景に、修了試験問題の全国共通化にも着手している。

（注） 州文部大臣会議の意思決定は、従前から全会一致で行われており、そのあり方に批判があった。2004年の10月にはニーダーザクセン州が、同会議の会議運営に手間が係ることや改革の機運が乏しいことなどを理由に脱退騒ぎを起こしている。その際、特別多数決制の導入なども検討されたが、現在でも各州の歳出に関わる事項や、州間での水準調整に関わる事項などの重要事項は全会一致制が採用されている。

〔参考〕 国立教育政策研究所「理数教科書に関する国際比較調査結果報告」、2009年3月。
文部科学省編『諸外国の教育動向 2011年度版』。白次直介「教育行政の分権のあり方」（JanJan ニュース）、2004年11月、同著「州文部大臣会議問題その後」（同HP）、2004年12月。ドイツ各州文部大臣会議のHP ほか